

「表紙共17枚」

令和7年1月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和7年2月10日(月曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 石井照久	12番 中島幸一郎
2番 中島浩司	13番 平川 修
3番 飯田 隆	14番 横田秀喜
4番 穴井浩司	15番 川津清則
5番 河津祐二	16番 井上俊勝
8番 湯浅正徳	17番 財津満寿光
9番 樋口虎喜	18番 梶原真悟
10番 高瀬義徳	19番 河津裕治
11番 原田文利	

4 出席事務局職員

局長 木村和心 主幹(総括) 今田秀樹 主幹 武内義則 主幹 麻生純一 主査 藤原束託

1 月定例総会議事日程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第5号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見について
 - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第7号 日田市農業振興地域整備計画の変更について
 - 第8号 市長の権限に属する事務の委任の範囲変更に係る協議について
 - 第9号 2月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について
 - 第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について
 - 第3号 農地法第5条第1項第1号該当による届出の件

7 その他

(1) 委員活動報告

[報告者] (農業委員) 15 番 川津清則 委員

(農地利用最適化推進委員) 前津江区域担当 佐藤学 委員

(2) 2月現地調査

[日時] 2月21日(金) 午前9時～ *調査委員のみ

(3) 3月調査委員会

[日時] 2月27日(木) 午前9時～ *会長・副会長・調査委員

(4) 2月定例総会

[日時] 3月10日(月) 午後2時～ [会場] 7階 大会議室

(5) 行事日程

2月14日(金) 宇美町農業委員会視察 ○事務局対応

2月18日(火) 大分県農業委員会会長会 現地研修会(佐伯市) *会長

2月19日(水) 日田市農業振興地域整備促進協議会 *会長・高瀬義徳委員

2月19日(水) 農地相談会・新規参入相談会 *役員

2月19日(水) 第6回役員会 *役員

2月19日(水) 日田市農業再生協議会臨時総会 *会長・中島幸一郎委員・高倉一二美委員

(6) その他

- ・1月分 活動記録簿・農地利用最適化活動の記録メモの提出日
- ・1月分 戸別訪問聞き取り用紙・集計表の提出日

<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。</p> <p>本日は、6番 川良澄子農業委員、高瀬俊和農地利用最適化推進委員から欠席の連絡を頂いております。</p> <p>日田市農業委員会会議規則第10条の規定により、定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。</p> <p>また、会議に入ります前にお断りをさせていただきます。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長の指名の後に発言をされるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、これより会長に議長をお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>寒い中で、ありがとうございます。</p> <p>1月8日の日ですね、棕野市長を囲んでの新年会、大変お疲れさまでございました。</p> <p>棕野市長の農業に対する思いとか、そういう話が聞けたんじゃないかなと思うっております。</p> <p>また、1月14日 地区別セミナー、1月21日 先進地視察、みずほファームですね、お疲れさまでございました。</p> <p>また、1月27日の日ですね、消費者団体連絡協議会、会長はじめ3名の理事の方と意見交換会を行いました。</p> <p>目的といたしましては、現在の野菜等の高騰及び米の値上がり等について話をいたしました。消費者団体の方々に、高値の理由、また農家の所得等の説明を行いました。消費者団体連絡協議会の方々にですね、理解をして頂き、また、消費者の方々にですね、また、これ県の方にも行ったりするので、発信していただくことが目的でございました。</p> <p>それから、今日寒いので、コートとかジャンパーですね、持たれている方は着用しても構いませんので、</p>

	<p>よろしくお願ひします。 それでは、着座いたしまして、議事進行してまいりたいと思います。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は議長から指名させていただくことに異議はございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、指名させていただきます。 議事録署名委員は、3番 飯田隆委員、11番 原田文利委員のお二方をお願いしたいと思います。</p> <p>それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。今回議案訂正がございます。 まず、議案第5号です。 議案書14頁の3番の貸し手の括弧内の住所が誤っておりました。議案書には大鶴町としておりますが、正しくは天瀬町です。 次に、議案書36頁の45・46番、続きまして37頁の47番の借り手 ○さんの住所の地番が間違っておりました。正しくは、○です。 続きまして、議案第9号 2月調査委員の選任についてです。 議案書の42頁をお開きください。こちら、14番の横田秀喜を10番の高瀬義徳委員に変更いたします。 よろしくお願ひします。 もう1件です。議案ではないんですけれども議案書の訂正です。 議案書54頁をお開きください。報告第3号のタイトルの訂正になります。農地法第5条第1項第5号該当による届出の件と、タイトルを示しておりますけれども、こちら最後の農地法第5条第1項の次の第5号</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>を第1号該当による届出の件に変更をお願いします。第5号を第1号に変更をお願いします。 以上です。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございます。 では、早速議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、5番 河津祐二委員、6番 川良澄子委員、19番 河津裕治委員の3名の方でございました。調査委員長はですね、5番の河津祐二委員の方をお願いしたいと思います。 河津委員、現地調査の結果とか、一言お願いしたいと思います。</p>
<p>調査委員長 (河津祐二)</p>	<p>今回の調査委員長の5番 河津です。 1月27日、6番 川良委員と19番 河津裕治委員、事務局4名と現地に確認に行きました。当日は、雨が心配な日でしたけど、事務局の段取りの良さで、何とか雨に遭わずに終わることができました。 詳細につきましては、事務局から説明がありますので、慎重な審議をよろしくお願いします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 それでは第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>はい。議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。今月は6件申請がありました。 番号1、大字東有田〇で、地目は登記簿・現況ともに畑、面積が1,874㎡です。 譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は日田市求町の〇さんです。高齢のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、ということでの申請です。スライドに行きます。県道日田玖珠線を東有田振興センター方面に進みまして、そこから北側の市道石松須ノ原下畑線に入りました赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。筆が分かれています、隣接地を譲受人の方が所有しております。</p>

すので、農地は一枚の畑として管理を今後行っていけるようになっております。現地の写真です。

続いて番号2、前津江町大野〇ほか二筆で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計1,331㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さん、譲受人は日田市前津江町の〇さんです。体調不良のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。県道日田鹿本線を前津江振興局方面に進みました下方地区公民館付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が広いので、写真方向を二つに分けて撮影しています。写真方向①の写真です。写真方向②の写真になります。

続いて番号3、大字渡里〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が835㎡です。

譲渡人は日田市玉川三丁目の〇さん、譲受人が日田市北友田一丁目の〇さんです。譲受人より売買の打診があったため譲り渡したい。自作地が隣接しており譲り受けて規模拡大したい、ということでの申請です。スライドに行きます。国道212号、玉川バイパス沿いのJAおおい玉川支店グリーンセンターさん付近の赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続いて番号4、大山町東大山〇で、地目は、登記簿・現況ともに田、面積が1,148㎡です。

譲渡人は日田市大山町の〇さん。譲受人は日田市大山町の〇さんです。農地の維持管理が困難であるため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、ということでの申請です。スライドに行きます。国道212号を中津江村方面に進み、水辺の郷おおやまさんを過ぎて、大山学校給食共同調理場付近の北側に位置します赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真になります。

続きまして番号5、大字川下〇ほか四筆で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計1,974㎡です。

譲渡人は日田市亀川町の〇さん、譲受人は日田市高井町の〇さんです。福岡方面で勤務先が遠く、維持管理ができないため譲り渡したい。譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。この方、日田市には農地はありませんが、朝倉市の方で耕作中で、耕作証明が出てきております。この案件はですね。先月、取下げました案件であり、書類等の整備が完了しましたので、申請となりました。譲受人は梨を耕作予定です。

が、民家横に梨は植えずに、その他の農地で梨を栽培する予定です。譲受人が説明を自ら行って、同意書をもって回って、先日、1月21日に会長の面談を行っております。現地は、水が今年から来ないようになったことを確認しておりますので、田んぼで水稻の耕作が出来ないことを確認しております。スライドに行きます。国道210号をうきは市方面に進みまして、日田市清掃センターに向かう白手橋信号を過ぎた赤い丸のところが現地になります。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。農地が分かれているため3箇所に向けて、写真を撮影しております。写真方向①の写真です。奥に見えるのが民家の方になっております。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。

続いて番号6、大字有田〇と大字東有田〇で、地目は登記簿・現況ともに田、面積が合計2,299㎡です。

譲渡人は東京都の〇さん、譲受人は日田市有田町の〇さんです。遠方のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、ということでの申請です。スライドに行きます。県道日田玖珠線を有田小学校方面に進みました赤丸で示した2ヶ所になっております。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。2ヶ所に現地が分かれているため、写真方向を①と②で流していきたいと思っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。

それでは、現地調査にご同行頂きました調査委員長からご意見を頂こうと思っております。

調査委員長
(河津祐二)

現地を確認しましたけど、特に問題はないと思っております。
以上です。

事務局
(麻生純一)

ありがとうございました。
それではチェックシートについてです。資料No.1の1から2頁が農地法第3条になっております。全てに該当しないことが条件です。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しております。
私からは以上です。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の報告及び調査委員長の報告にあるように、許可との結論でございます。 皆さんの中で何かあればご発言頂きたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無かったらですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第1号議案は原案どおり決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件、1件でございます。 事務局、説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。私から議案書4頁、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。</p>

<p>(藤原東託)</p>	<p>今月は1件の申請が出ています。</p> <p>番号1、申請地は大字花月〇番ほか三筆の第2種農地です。地目は、〇・〇・〇が登記簿 畑、現況 雑種地、〇が登記簿 田、現況 雑種地です。四筆の合計面積は1,465㎡です。</p> <p>申請人は福岡県春日市の〇さんです。申請理由は令和2年の豪雨災害により、土砂等が入り、所有者が個人で重機等を使い整地し、〇と〇に観賞用で植林及び庭園にし、〇と〇については、自己所有の一軒家横の庭園として整備したが、許可を受けていないことが判明したため、今回、4条申請を提出する案件になります。なお、追認案件となりますので、後日始末書徴取いたします。場所の説明です。県道日田山国線から市道台線を2kmほど北上した、通称秋原台と呼ばれている赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。4枚に分けて写真を撮っております。写真方向①の写真です。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。写真方向④の写真です。</p> <p>以上、4条は1件となります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。</p>
<p>調査委員長 (河津祐二)</p>	<p>はい。現地を確認しましたが、これ、土砂が流れ込んだということで、今は、こういう形で割と綺麗ななっていますが、全て本人が、自分で重機を使って、こういう形にしたということで、元の形がはっきり分からないような、田んぼやったんか、畑やったんか、もう判らないような状態ですけど、これは、もうそういう災害ということで、致し方ないことかなと思っております。</p> <p>以上です。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートについてです。資料No.1の2頁から3頁は農地法第4条についてになっています。全てに該当しないことが条件です。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように、追認ということでございます。皆さんの中で、何かあればご発言頂きたいと思えます。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項及び6項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、第2号議案は原案通り、許可相当といたします。</p> <p>続きまして5頁ですね、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件、6件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>

事務局
(藤原東託)

はい。議案書5頁、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてです。

今月は6件の申請がありました。

番号1、申請地は大字小迫○の第2種農地です。地目は登記簿 畑、現況 雑種地です。面積は212㎡です。

譲渡人は大分市の○さんです。譲受人は小迫町の○さんです。こちらの案件は、10数年前に地区の防火水槽を畑部分に設置しておりましたが、使用しなくなり、そのまま埋め戻して、雑種地として使用しており、許可を受けていないことが判明したため、今回、5条申請を提出する案件になります。なお、追認の案件となりますので、後日、始末書を徴取いたします。場所の説明です。小迫町公民館から北に200mほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらは利用計画図になっております。譲受人はフリースクールを運営しており、フリースクール用の駐車場として使用したいとのことでした。

続いて番号2、申請地は大字小山○の第2種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は282㎡です。

譲渡人は、中央通二丁目の○さんです。譲受人は石井町一丁目の○さんです。申請理由は、住宅用地として造成したいということです。場所の説明です。市立石井小学校から県道朝田日田線を直進し、長者原団地を過ぎ、100mほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続いて番号3、申請地は大字庄手○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。面積は657㎡です。

譲渡人は中釣町の○さんです。譲受人は本庄町の○さんです。申請理由は資材置場として造成したいということです。場所の説明です。市立三隈中学校横、西側にあたる赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続いて番号4、申請地は上城内町○の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに畑です。面積は274㎡です。

譲渡人は上城内町の〇さんです。譲受人は田島本町の〇さんです。申請理由は、貸倉庫作業用地及び駐車場用地として造成したいということです。場所の説明です。中城グラウンド横交差点から水目町方面に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらは利用計画図となっております。

続きまして番号5、申請地は大字十二町〇・〇の第3種農地です。地目は登記簿・現況ともに田です。二筆の合計面積は211㎡です。

譲渡人は新治町の〇さんです。譲受人は中央一丁目の〇さんです。申請理由は、住宅用地として造成したいということです。場所の説明です。玉川交差点から玉川バイパスを日田インター方面に進み、サムシングワールドさんの裏手、赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。

続いて番号6、申請地は大字日高〇の第3種農地です。地目は登記簿 田、現況は畑です。面積は529㎡です。こちらの案件は、貸し借りでの申請となっております。

賃貸人は日高町の〇さんです。賃借人は南元町の〇さんです。申請理由は、〇の職員の駐車場として造成したいということです。場所の説明です。豊後三芳駅から市道三芳駅上井手線を東に進み、踏切方面に進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。こちらは利用計画図となっております。

以上、5条は6件となります。

それでは、現地調査にご同行頂いた調査委員長からご意見を頂こうと思います。

追認が1件ありますけど、6件全て、特に問題は無いと思っております。
以上です。

調査委員長
(河津祐二)

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 それではチェックシートについてです。資料No.1の5から8頁が農地法第5条についてになっています。 全てに該当しないことが条件です。 以上です。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるように追認が1件でございます。 皆さんの中で何かあれば、ご発言頂きたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは無ければ、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。 ご承認頂きましょうか、ご賛同頂ける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 ご賛同頂ける推進委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございますので、議案第3号は原案どおり許可相当といたします。 調査委員長、ここで終了でございますので、一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (河津祐二)</p>	<p>初めての調査委員長ということで、ドキドキしておりましたけど、無事終わってホッとしております。 最後まで慎重な審議ありがとうございました。終わります。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>お疲れさまでございました。</p> <p>それでは8頁に入りたいと思います。 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件でございます。新規8件、再設定1件、解除条件付0件でございます。</p> <p>それでは、この中で議事参与の方が居られますので、退室をお願いしたいと思います。2番の中島浩司委員ですね。</p> <p>(中島浩司委員退室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、中島浩司委員ですね、10頁、No.5・6、借り手有限会社中島農場になっております。 この件について何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 承認したいと思います。</p> <p>(中島浩司委員入室)</p> <p>はい、それでは、それぞれ委員のエリアにおいてご確認願いたいと思います。問題があれば挙手して発言願いたいと思います。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、ご意見が他に無かったら、ご承認頂きましょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案書 13 頁でございます。 議案第 5 号 日田市農用地利用集積等促進計画（案）に対する農業委員会の意見についてです。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>本議案の方は、法律ですが、農地中間管理事業の推進に関する法律 第 18 条第 3 項の規定に基づきまして、農用地利用集積等促進計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴かなければならない、と規定をさ</p>

れています。

これまでの同様の意見聴取の依頼が農業振興課から届いておりましたけども、議案発送以降に依頼が届く等で、議案上程はできず、会長等の専決で対応していたものでございます。その後、県の促進計画認可後に、総会で、報告としてお知らせをしているものでございますけども、今回も議案書の50頁の報告第2号にて掲載をしているものです。

しかし、法規定に遵守していなかったことから、促進計画の計画案は、農業振興課から県農業農村振興公社に申請を行うため、計画案の時点で、農業振興課から情報を頂き、議案上程する方法にしたものでございます。

今回と同様に、今後も、議案に「計画案の意見について」と「報告」という形式で進めさせていただこうと思っております。

ちなみに議案は、契約の始期、始める時期ですけども、令和7年4月からの分でございます。

報告は、契約の始期が令和7年の1月からの分という風になっております。

経過説明は以上でございます。

今回の議案第5号は、中間管理事業の新規が38件、再設定は9件という内容になっております。内訳としましては、貸し手から公社で29件、公社から借り手が18件ございます。貸し手から公社のうち、基盤から中間管理への契約変更が12件、右の方に基盤から→中間という風に記載している部分です。それから、中間管理の借り人の変更が6件、これは右の方に中間→中間という風に表現をしております。続いて中間管理の再設定が7件、最後に新規の中間管理が4件の状況でございます。

説明は以上でございます。

議長
(石井照久)

はい、ありがとうございます。

議案第5号でございますが、この中に議事参与の方がおられますので退室をお願いしたいと思います。

2番 中島浩司委員です。退室をお願いいたします。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(中島浩司委員退室)</p> <p>はい、退室頂きました。 先に、2番の中島浩司委員の件をしたいと思います。 25頁No.24 貸し手 中島浩司、36頁No.45・No.46、37頁No.47 借り手 有限会社中島農場でございます。 この件につきまして、何かご意見ございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、「意見なし」としたいと思います。 それでは中島委員に入室をお願いいたします。</p> <p>(中島浩司委員入室)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>それでは、委員の方々のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。意見があれば、挙手をしてご発言願いたいと思いますよろしいですか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、この件につきましては、「意見なし」で回答したいと思います。 ありがとうございました。 それでは38頁です。議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、3件でございます。</p>

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>事務局は説明をお願いいたします。</p> <p>それでは議案書 38 頁、議案第 6 号 現況証明書の発行についてでございます。</p> <p>今月は 3 件申請がございます。</p> <p>まず番号の 1、大字花月〇で、登記簿は田、現況は原野、面積は 607 m²、ほか四筆で合計面積は 2,137 m²です。</p> <p>申請人は福岡県春日市 〇さんです。こちらは、4 頁の 4 条の 1 番と同じ場所になっております。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。スライドに行きます。まず場所でございますけれども、国道 212 号を北上し、戸山中学校を過ぎて、花月コミュニティーセンター辺りから北上した秋原町台地区の赤い丸印の場所です。谷は違いますけれども、近くに元 大阪砕石、現 三花興業さんがございます。航空写真で見ますと、このようになっております。こちらが拡大した航空写真で、赤い丸印が申請地となっております。2ヶ所に分かれておりますので、地番の若い順に説明をいたします。まず①〇の拡大写真です。こちら字図です。写真方向を示しています。現況写真です。地番を表示している場所の上に丸い池の状況が見られ、また水が流れた形跡も見取れます。湿地等と同等の状況でございます。次に、②〇番ほか三筆でございます。字図です。写真方法を①から⑧で撮影しました。まず①遠景の現況写真でございます。続きまして、〇番の②の写真となります。次に、〇番の写真③と④です。③です。④です。次に、〇番の写真⑤と⑥です。⑤の写真です。⑥の写真です。最後に〇番、⑦と⑧の写真です。⑦の写真です。⑧の写真です。スギ・ヒノキ・クヌギや雑木が成長しており、笹竹や竹が侵入している状況の確認ができました。こちらは発行基準 4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。</p> <p>次に、番号の 2、吹上町〇番、登記簿は畑、現況は境内地ほか一筆で、合計面積は 1,209 m²でございます。</p> <p>申請人は吹上町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け、転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したためです。場所の説明です。玉川バイパスと市道北豆田三郎丸線の交差点近くの〇の境</p>
-----------------------	---

内となります。近くには、日田林工や光岡小学校がある赤い丸印の場所です。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真で赤い線が申請地です。字図となります。写真方向①から④で撮影しました。①の写真です。②の写真です。③の写真です。④の写真です。この申請地は、平成16年10月1日に指令日田局農第15-6で5条許可を受けたものです。転用目的は、境内拡張用地であり、納骨堂や駐車場として使用されております。こちらは発行基準の2、農地転用申請書に記載した目的どおり転用され非農地化した土地に該当をするものでございます。

次に、番号の3、大山町西大山〇、登記簿は畑、現況は山林、面積は364㎡です。

申請人は大山町西大山の〇さんです。申請理由は、現況に合わせ地目を整理するためです。スライドです。場所は国道212号を南下し、大山振興局の手前の赤石川沿いの赤い丸印の場所になります。航空写真で見ますと、このようになっております。拡大した航空写真です。字図です。写真方向を①から④で撮影しました。まず、①の現況写真です。②の現況写真です。③の現況の写真です。④現況写真です。写真のとおり、大きなスギが見られますけども、同時に竹も多く侵入している状況が見られたところです。こちらは発行基準の4、森林の様相を呈している等農地に復元するための物理的な条件整備を著しく困難な土地に該当をするものです。

私からの説明は以上でございますけども、推進委員さんに一緒に見ていただきましたので、意見を頂こうと思います。

まず1番の花月の件でございます。三花地区の酒井委員さん、お願いしたいと思います。

三花地区の酒井です。

ここ台地区の田ノ尻、ここは田んぼになってますけど、ここはもう沼地ですね。溜め池のようになっております。あとの四筆については雑木等が林立してまして、元に戻すのは無理であろうと思います。

以上です。

推進委員
(酒井明巳)

<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 続きまして2番、光岡地区の伊藤推進委員様、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (伊藤武士)</p>	<p>ここは〇さんというお寺ですけども、現在使われているのは、納骨堂が真ん中付近に建っとして、あと駐車場、これに対する駐車場と思いますけども、もう境内地は、あんまり駐車場が無いんで、そういう駐車場という形で使っているようでございます。あと筆がちょっと違ってるところは墓地で使用しているようで、これについては問題無いかと思いますが、ご審議よろしく申し上げます。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 最後に3、西大山地区の河津推進委員さん、お願いいたします。</p>
<p>推進委員 (河津昭二郎)</p>	<p>はい。3番の件ですが、先ほど事務局の方で説明がありましたが、竹の侵食もありますし、スギの木も20年を越えて、かなりの大木になってます。あと、急な斜面ですので、もう戻すのはちょっと困難かなと思います。だから、ここは非農地だと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (武内義則)</p>	<p>ありがとうございます。 説明は以上でございます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございました。 議案第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行についてでございます。この3件の件につきまして、何かございますか。 よろしいですか。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それでは、現況証明書を発行したいと思います。</p> <p>はい、議案第7号 日田市農業振興地域整備計画の変更について、3件でございます。除外2件、編入1件でございます。</p> <p>事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>はい。議案書40頁、議案第7号 日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見についてです。</p> <p>農業振興地域整備計画、いわゆる農振の策定や変更の際は、農業委員会の意見を聴くものと定められており、日田市長から意見を求められております。</p> <p>今回は、除外が2件、編入が1件です。</p> <p>番号1、中津江村栃野〇・〇計二筆で、地目は登記簿・現況ともに田、面積は合計で2,363㎡です。</p> <p>申請人は中津江村栃野の〇さんです。植林地として活用したいとの除外申請です。場所の説明です。中津江村栃野の市道田ノ口線を北に上がり、八所集落の赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。まず〇の写真です。次に〇の写真です。農地は広く一筆の中に段差があるため、写真を二枚に分けております。写真方向②の写真です。写真方向③の写真です。下の段の畑になります。</p> <p>続いて、番号2、中津江村合瀬〇・〇、計二筆で、地目は登記簿・現況ともに田。面積は合計で2,559㎡です。</p> <p>申請人は中津江村栃野の〇さんです。こちらの案件は、平成4年2月に転用許可を受けて植林していたが、農振除外が出来ておらず、追認での除外申請です。場所の説明です。中津江振興局から鯛生金山方面に進み、間地トンネル手前を右折し、市道宮園線を500mほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写</p>

<p>推進委員 (石川元和)</p> <p>事務局 (藤原東託)</p> <p>推進委員 (佐藤学)</p>	<p>真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。地番ごとの写真を撮っております。写真方向①、○の写真です。次に写真方向②、○の写真です。</p> <p>続いて番号3、前津江町柚木○で、地目は登記簿・現況ともに田、面積は1,137㎡です。</p> <p>申請人は、前津江町柚木の○さんです。令和7年度から中山間地域等直接支払交付金の対象農地とするため、編入申請です。場所の説明です。県道小畑日田線を前津江方面に進んだ途中にある原集落から右折し、市道柿ノ上線を1kmほど進んだ赤い丸で示しているところです。航空写真です。拡大した航空写真です。字図です。現地の写真です。</p> <p>以上の案件につきまして、各地区のご担当の推進委員さんに現地確認等をしていただきましたので、推進委員の方にご意見を頂きます。</p> <p>最初に、上・中津江地区担当の石川推進委員にご意見を頂きます。</p> <p>上・中津江地区担当の石川です。</p> <p>1月30日に事務局と現地確認に行っていました。問題無いと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に前津江地区担当の佐藤推進委員にご意見を頂きます。</p> <p>はい。前津江地区の佐藤です。</p> <p>条件、非常に厳しい場所なんですけども、申請人には、若い意欲のある後継者がいまして、ぜひ今後とも農業を頑張っていきたい、ということで編入にするとのことです。ぜひ応援してあげたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
--	--

<p>事務局 (藤原東託)</p>	<p>ありがとうございました。 日田市農業振興地域整備計画の変更に係る農業委員会の意見について、私からは以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 議案第7号 日田市農業振興地域整備計画の変更についてでございます。3件でございます。 これについて何かございますか。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、日田市農業振興地域整備計画の変更については、承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして41頁です。議案第8号 市長の権限に属する事務の委員の範囲変更に係る協議について、事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。このたび、日田市長より市長の権限に属する事務の委任の範囲変更に係る協議がございましたので、説明させていただきます。</p> <p>本日、ご手元に、資料1から4の四つの資料を別に用意しておりますので、そちらをご覧ください。資料の1と2をご覧ください。左肩に資料1・2と書いております。今回の協議は、令和7年4月1日付けにて改正される農地法第4条・5条と第51条の関係で、いずれも農地転用にかかるものになります。資料2が、農地法の新旧対照表になります。資料1は、その改正内容を示したものになります。資料1の方をご覧ください。資料の左側の4条・5条については、枠の中の上側の「従来」と書いているところにありますように、「転用許可は条件を付けてすることができる」と条文で書かれていたものを、枠の下の方の「改正後」と記してありますように、「転用行為が完了するまでの間、実施状況について報告することと、その他の必要</p>

な条件を付けてしなければならない」と文言を改正されております。資料の右側は、違反転用に対する措置に係る法第51条についてです。これまでは違反転用を発見したら、枠の中の上の方から順にですね、発見後、是正指導、それに従わなかった場合に、次に書面による勧告、さらに勧告に従わない場合に、許可の取り消し、原状回復命令等を行うこととなっておりますが、今回の法改正では、この命令に従わなかった場合に、その違反情報を公表する仕組みが設けられました。これらの改正により、現在、大分県が日田市に権限移譲している範囲が変わることになります。資料の3をご覧ください。「大分県の事務処理特例に関する条例」の改正案です。この資料の表面・裏面に赤字で記したところが、今回の農地法の改正により変更される場所です。表面には、法第4条と5条に係る部分が赤字になっておりまして、裏面の方には法第51条にかかる部分があります。法第4条・5条については、条件のところの前の部分に「必要な」という文言が付け加えられておりまして、裏面の法第51条については、原状回復命令等の13番の「命令書を交付すること」の次に「公表すること」という、その分の規定がプラスされております。次に、資料の4をご覧ください。資料4の「日田市農業委員会に対する事務委任規則」をご覧ください。この事務の委任の第2条第3項のところにありますように、先ほどの県の条例により日田市が権限移譲を受けている事務のうち、農地法に基づく事務は、農業委員会が受けていますことから、このたび、日田市より協議されているところがございます。なお、範囲変更にかかる事務についてですが、もう一度、資料1の方をご覧ください。資料の左側の法第4条・5条にかかる変更については、現在、事務局の方で行っている事務から、特に変更はございません。様式等についても、今の様式でそのまま進められるものでございます。法第51条にかかる変更についてですが、この資料の右側の違反転用発見後の流れがございましたけれども、大分県内ではこの流れの上から4番目の「許可の取消・原状回復命令等」という部分までいった事例が無いとのことでございます。今回創設されるのはその次の「違反情報の公表」ということになるんですけども、「違反情報の公表」を行う事態になることが、現時点では、すぐには想定されないものと考えております。実際に違反転用が発見された場合は、実際には、そこまでにならないよう対応するものと考えているものでございます。

以上です。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p>
	<p>ただいま事務局より説明がございましたが、農地法の改正により、現在、日田市より農業委員会は事務委任を受けている「大分県の事務処理の特例に関する条例第2条第1項の規定により、市が処理することとされた農地法に基づく事務」の範囲が変更されることについての、日田市からの協議です。</p> <p>何かございましたら、挙手をして、ご発言願いたいと思います。</p> <p>よろしいですか。解らないことがあったら、挙手してください。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>諫山委員どうぞ。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>はい、農地委員の諫山です。</p>
	<p>資料3の1で書いている「必要な条件を付けること」とあるんですが、「必要な条件」とは、例えばどういうことなんでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい、違反転用の内容に合わせて、それに必要な条件ということなので、違反の内容に合わせてつけることとなります。</p>

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>元に戻す、とかいうことですか。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>その前の段階ですね、先ほどの資料の条件をつけて許可を出すということなので、そういう条件も付けるようにはなるかと思うんですけども、この場合は、まず許可を出すときの条件ですので、内容によって付加するものがあったりするということになります。</p> <p>これについては、今現在、必要な条件が、というよりは、資料1の左側の一番下のところに赤字で書いているんですけど、こういう文言付け足すことで「指導や違反転用に係る処分がしやすくなる」という目的が国の方にあるようです。そうさせないために、定期的に報告を行うなどの仕組みを構築させましょう、というのが国の法律の改正の前提になるところのようです。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>違反転用を起こした時は、そうなるんでしょう。まずは転用手続きのときに、いろいろ条件が付いてとかいう話じゃないんですか。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>それが必要に応じて付けることができる、ということですね。</p> <p>ただ、今の分県の様式的には、特にこの改正に伴って様式を変えるようなことはない、と聞いております。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>一時転用あたりで、例えば半年なり1年なりの一時転用する場合がありますよね。そういう意味でも、中間でも報告を入れる、とかいうのを条件に付けるわけですかね。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>一時転用のところは、言われる通りなんですけど、この資料1の左側の「従来」のところの一番下に課題が書かれておりますけども、法律が改正になった原因として、二つ書かれていますが、一つは「営農型太陽光発電等において不適切な事案が見受けられるところ、定期報告を行わない、事業目的どおり事業を行</p>

<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>っていないなどの場合は、許可条件違反を厳しく問う必要」とか、そういう違反転用になる前の段階でも厳しく指導しやすくなる、というようなことによります。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>違反転用になる前、ということですね。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>はい。違反転用にならさないようにする、というところだと思っただけですけれども。</p>
<p>推進委員 (諫山文彦)</p>	<p>例えば、相談に来た時に、「こういうやり方をしたら、違反転用にならないですよ」とかいうのは、あんまり事務局としては言わない方がいいですよ。</p> <p>結局、「こういうやり方、こういう書き方ですと出来ますよ」とかいう形になると、また、こう話がややこしくなるんで、やっぱり、条件を付けるなら、条件を付けるでいいですけど、きちっとした転用の対応をしていった方がいいと思います。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>一応、大分県の担当の方より、説明を聞いていたんですけど、今のところ大分県的には、許可証の条件のところで、この法律が改正したからといって、特別な文言、今、諫山委員が懸念されているような内容などを、わざわざ入れなくても対応出来る様式になっているそうですので、特別、これで動かなくても、法改正後の処理は日田市としては出来るんだろうなと思っています。わざわざ文言つけなくてもいいような様式になっているとのこと。</p> <p>以上です。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>いいですか。 他に何かございませんか。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>財津委員、どうぞ。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>17 番 財津です。 「違反情報の公表」とありますけど、こういったカタチで公表されるんでしょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>事務局、よろしいですか。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>内容的には、その資料の「違反情報の公表」の枠の中に書いてある、命令に従わなかった内容とか、その土地の地番とか、所有者の氏名とか、を出すようになっているんですけども、その方法としては、告示するなり、ホームページに載せるなりの公表の手段が考えられると思います。</p>
<p>17 番 (財津満寿光)</p>	<p>そうですねえ。 ありがとうございました。</p>
<p>事務局長 (木村和心)</p>	<p>はい。すいません補足でございますが、公表に行くまでにはですね、よっぽど悪質であったり、よっぽど命令に従わない事例だと思imasるので、ここまていかないようにするのが、農業委員会の役目だと思ってお</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>りますので、皆様もご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。 それから先ほどですね、総括の方から詳しく説明がありましたか、今、農地法が変わりましたので、権限移譲を受けておりますので、こちらの協議の範囲変更は致し方ないかなと、事務局では思っているところがございます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。それでは、この件につきましては、「同意」で回答したいと思ひます。 よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。お願ひいたします。</p> <p>それでは、42 頁、議案第 9 号でございます。2 月調査員の選任について、でございます。 日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第 3 条の規定に基づき選任するものでございます。 私の方から指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、指名させていただきます。 2番 中島浩司委員、8番 湯浅正徳委員、10番 高瀬義徳委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>
-----------------------	---

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 7 年 4 月 8 日

議 長 会 長

署 名 委 員 3 番

署 名 委 員 11 番